

各自治会町内会長 様

鎌倉市長 松尾 崇
(公印省略)

自治町内会役員表彰対象者の推薦について (依頼)

時下、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、本市では平成 6 年度から自治会町内会の役員職を永年にわたり務められた方を対象に表彰を行っております。

つきましては、御多忙のところ恐縮に存じますが、貴自治会町内会の役員について、令和 6 年度の表彰対象該当者がありましたら、別紙により御推薦くださるようお願い申し上げます。

なお、基準等につきましては、同封の「鎌倉市自治町内会長等表彰要領」及び「推薦の要領」を御参照ください。

- 提出期限 令和 6 年 (2024 年) 7 月 19 日 (金) ※ **厳守願います。**
- 提出書類 推薦書 1 部 (該当する方 1 名につき 1 部)
- 提出先 地域のつながり課 (市役所第 3 分庁舎 1 階)

●役員表彰の対象者は、以下のいずれかに該当される方です。

役員在職期間の基準については、推薦の要領 (令和 6 年度分) をご覧ください。

- 自治会町内会の「会長」「副会長」「会計」(会長と副会長、会長と会計、副会長と会計でも可)を歴任し、一定の期間を満たしている方
- 自治会町内会の「副会長」の職で、一定の期間を満たしている方
- 自治会町内会の「会計」の職で、一定の期間を満たしている方

なお、「該当者なし」の場合の連絡は、不要です。

【事務担当】

地域のつながり課地域のつながり担当

TEL 23-3000 内線 2311 担当 中川

メール jichikai@city.kamakura.kanagawa.jp

自治町内会 役員表彰推薦書

ふりがな 氏 名	
生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日生 (歳)
現住所 連絡先電話番号	鎌倉市 ()
略 歴	
推 薦 の 理 由	

鎌倉市長様

上記のとおり推薦します。

令和6年(2024年) 月 日

推薦者 住 所

ふりがな
職 名

ふりがな
氏 名

記入例

自治町内会 役員表彰推薦書

ふりがな 氏名	かまくら たろう 鎌倉太郎
生年月日	大正 昭和 平成 24 年 4 月 10 日生 (74 歳)
現住所 連絡先電話番号	鎌倉市御成町18-10 (23) 3000
略歴	<p>[例1] 平成25年4月1日から令和5年3月31日まで〇〇自治会（又は町内会）副会長 通算10年 退任</p> <p>[例2] ・平成20年4月1日から平成24年3月31日まで〇〇自治会（又は町内会）会計（4年） ・平成24年4月1日から平成29年3月31日まで〇〇自治会（又は町内会）副会長（5年） ・平成29年4月1日から現在まで〇〇自治会（又は町内会）会長（7年） 通算16年 現職</p>
推薦の理由	<p>[例1] 平成24年4月1日から現在まで自治会（又は町内会）副会長として、自治会（又は町内会）の育成に努め、会員相互扶助並びに福祉の増進、文化の向上及び地域の発展に尽力された。</p> <p>[例2] 平成20年4月1日から自治会（又は町内会）の会計、副会長、会長として、自治会（又は町内会）の育成に努め、会員相互扶助並びに福祉の増進、文化の向上及び地域の発展に尽力された。</p>

鎌倉市長様

上記のとおり推薦します。

令和6年(2024年) 月 日

推薦者 住所 鎌倉市 御成町〇番〇号

ふりがな
職名 〇〇〇自治会（又は町内会）会長

ふりがな
氏名 〇 〇 〇 〇

推薦の要領（令和6年度分）

～ 自治町内会役員表彰 ～

1 表彰には会長表彰と役員表彰があります。

今回、推薦をしていただく方は、役員表彰の対象者です。

※ 会長表彰の対象者は、地域のつながり課が所有する自治会町内会長名簿により選出しますので、推薦の必要はありません。

2 役員表彰の対象者

役員表彰の対象者は、次のいずれかに該当し、3に掲げる基準を満たす方です。

- (1) 自治会町内会の「会長」「副会長」「会計」（会長と副会長、会長と会計、副会長と会計でも可）を歴任し、一定の期間を満たしている方
- (2) 自治会町内会の「副会長」の職で、一定の期間を満たしている方
- (3) 自治会町内会の「会計」の職で、一定の期間を満たしている方

3 役員在職期間の基準 （※基準日は、「令和6年3月31日現在」です。）

(1) 退任された方の場合

◎ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に

- ア 会長、副会長、会計の職を通算した在職期間が10年以上に達し、退任された方
- イ 令和6年3月31日の時点で、満70歳以上の方で、会長、副会長、会計の職を通算した在職期間が8年以上に達し、退任された方

（※ 退任された時点で70歳以上の方）

(2) 現職の方の場合

◎ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に

- ア 会長、副会長、会計の職を通算した在職期間が15年に達し、現在、その職にある方
- イ 令和6年3月31日の時点で、満70歳以上の方で、会長、副会長、会計の職を通算した在職期間が13年以上に達し、現在、その職にある方

4 その他(注意事項等)

(1) 会長職、副会長職及び会計の職を務めた期間が通算して3の基準に該当する場合は推薦してください。

それ以外の職（例えば、幹事、監事、理事、顧問、部長、代議員等）は、表彰の在任期間の対象にはなりません。

(2) 鎌倉市表彰規則により表彰を受けた方、又は、既に会長表彰や役員表彰を受けた方は該当しません。

5 「該当者なし」の場合のご連絡は、不要です。

6 「鎌倉市自治町内会長等表彰要領」は、裏面にあります。

鎌倉市自治町内会長等表彰要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市における地域住民の福祉の増進に永年にわたり貢献するとともに、当該団体の育成発展につくした自治町内会長等を表彰することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は次に掲げる者が、当該各号に掲げる基準を満たす場合に行うものとする。

(1) 自治町内会長

(ア) 在職期間が通算5年以上で、その職を退任した者

(イ) 在職期間が通算10年以上の在職者。ただし、年齢70歳以上で通算8年以上の在職者は、在職期間を10年以上とみなす。

(2) 自治町内会役員

在職期間が通算10年以上でその職を退任した者又は在職期間が通算15年以上の在職者。ただし、年齢70歳以上の自治町内会役員については、通算で8年以上在職し退任した場合は、在職期間を10年以上とみなし、通算で13年以上の在職者は、在職期間を15年以上とみなす。

2 鎌倉市表彰規則(昭和52年9月規則第21号)により表彰を受けた者又は前項の規定により、すでに1回表彰を受けた者に対しては、当該表彰は行わないものとする。ただし、自治町内会役員として表彰を受けた者が自治町内会長として表彰を受ける場合は、この限りでない。

(表彰の方法)

第3条 表彰の方法は、市長が感謝状及び記念品を授与して行う。

(表彰の時期等)

第4条 表彰の該当者の調査は、毎年3月末日を基準日として行い、表彰は次年度に行う。

(表彰の取消し)

第5条 表彰を受けるべき者が、表彰前に本人の責めに帰すべき行為により、著しくその名誉を失墜したと認められるときは、表彰を取り消すことができる。

(その他の事項)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、昭和60年2月7日から施行する。

付 則

この要領は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成5年7月28日から施行する。

付 則

この要領は、平成8年9月18日から施行する。